

別表(第7条関係)

(平 24 規則 30・一部改正)

観覧料等減免基準

区分		対象要件	減免対象者	割合%	手続
市内	1	小中学校・特別支援学校・高等学校及びこれらに準ずる学校が教育活動として観覧又は利用する場合	児童・生徒・引率者	100	減免 申請書
	2	保育園・幼稚園が保育や教育活動のため観覧又は利用する場合	引率者	100	減免 申請書
	3	市が主催する会議、事業等の一環で観覧又は利用する場合	参加者・引率者・担当職員	100	減免 申請書
	4	その他の観覧又は利用の場合	市長が必要と認め承認した者	その都度	減免 申請書
市内市 外共通	1	身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護者が観覧又は利用する場合	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者	100	手帳提示
	2	療育手帳制度要綱の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者及び介護者が観覧又は利用する場合	療育手帳の交付を受けている者及びその介護者	100	手帳提示
	3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護者が観覧又は利用する場合	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者	100	手帳提示
	4	社会福祉施設に関係する者が観覧又は利用する場合	入所者・通所者・介護者	100	減免 申請書

	5	学芸員・研究員等が学術研究や調査を目的として観覧する場合	学芸員・研究員等	100	個別対応
	6	取材活動を目的として観覧する場合	報道関係者等	100	個別対応
	7	旅行者や学校関係者が職務上見のために観覧する場合	旅行者・学校関係者	100	個別対応
	8	職業上来館者を案内するために観覧する場合	観光バスガイド・運転手等	100	個別対応
市外	1	小中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校が教育活動として観覧する場合	引率者	100	個別対応
	2	国又は地方公共団体が主催する会議、事業等の一環で利用する場合	参加者・引率者・担当職員	100	減免 申請書
	3	その他の観覧又は利用の場合	市長が必要と認め承認した者	その都度	減免 申請書

備考 減免額の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる